

# 教育子ども委員会 請願・陳情一覧

平成29年1月16日（月）

## ○子ども青少年局・教育委員会関係

（保留分）

平成27年請願第15号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

---

○

## ○教育委員会関係

（新規分）

平成28年請願第20号 小学校給食調理業務の民間委託撤回を求める件

---

○

平成28年請願第21号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件  
（第9項（7）イ）

---

○

平成28年請願第25号 私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める件

---

○

平成28年陳情第22号 市立幼稚園の授業料を私立幼稚園並みに値上げし、民業圧迫をやめる  
ことを求める件

---

○

## ○子ども青少年局関係

（新規分）

平成28年請願第21号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件  
（第1項～第8項、第9項（1）～（6）、（7）ア）

平成28年請願第23号 全ての子供たちが豊かに育つ条件を平等に保障し、保育士の抜本的な  
処遇改善で保育を豊かに広げようを求める件

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区土原一丁目28番地  
藤井祐紀

要旨

天白区の保育所、学童保育所等には、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育、年末保育などの子育てに関するさまざまな要望が次々と出されており、各保育所においては、地域からの多様なニーズを受け、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、親の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- ~~1 以上~~これ以上の公立保育所の廃止・民営化及び利益目的の企業の参入をやめること。
- 2 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- ~~3~~子育て世代の経済的な負担をこれ以上ふやさないために、保育料を値上げしないこと。
- ~~4~~待機児童の解消は、定員超過入所に対応するのではなく、公立保育所を含む認可保育所の新增設で対応すること。
- ~~5~~給食は子供たちの心身の成長にとって欠かすことができない大切なものであることから、離乳食やアレルギー食をつくるなど、子供たち一人一人の発達に責任を持って対応するためにも、自園の正規職員がつくる給食を守ること。
- 6 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
  - ~~(1)~~各公立保育所の実態に合わせて、老朽箇所の修繕や施設の充実を図ること。
  - (2) 耐震・防災など、大切な子供の命を守るための対策を早急に進めること。
  - (3) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。
  - ~~(4)~~公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業については、実態を把握した上で、必要な人員を配置すること。
- 7 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような助成を実施すること。
  - (1) 学童保育所の運営が安定していけるように、名古屋市が学童保育所の土地及び建物を責任を持って確保し、経年劣化した施設・設備を修繕すること。

- ~~-(2) 障害児受入加算を1人ごとにすること。~~
- ~~-(3) 学童保育指導員を常時2人配置できる人件費を国が保障するまでは、平日の開所時間の起算点を正午として長時間開設加算を拡充する等、名古屋市が費用を保障すること。~~
- 8 厳しさを増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。
  - ~~-(1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実を図ること。~~
  - ~~-(2) 利用調整については、点数制だけではなく、家庭の事情も丁寧に聞き取り、措置すること。~~
  - ~~-(3) 保育短時間、保育標準時間の区分はやめて、必要な時間に必要な保育が利用できるようにすること。~~
  - ~~-(4) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に病児デイケア事業の実施施設をふやすよう条件整備をすること。~~
  - (5) 障害児を含む兄弟姉妹が、同一保育所に入所できるようにすること。
  - (6) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。
    - ア 障害児認定において年齢枠を撤廃すること。また、希望者が入所できるよう人的配置及び障害児保育補助を維持・拡充すること。
    - イ 校舎老朽化及び生徒数増加による教室不足を改善するため、天白養護学校を早急に建てかえること。
    - ウ ~~区役所区民福祉部民生子ども課に配置された職員は、障害児の入所に関して、適切な施設の紹介や対応ができるようにすること。~~

(参 考)

平成28年1月14日	第1項、第4項、第5項、第6項(4)、第7項(2)、 第8項(3)及び(4) 不採択
	第2項、第3項、第6項(2)、(3)、第7項(1)、 第8項(1)、(5)、(6)ア及びイ 保 留
	第6項(1)、第7項(3)、第8項(2)及び(6)ウ 審査打切(趣旨実現のため)
平成28年4月19日	第2項、第6項(2)、(3)、第7項(1)、第8項 (5)、(6)ア及びイ 保 留
	第3項 審査打切(すでに議会意思確定済みのため)
	第8項(1) 審査打切(趣旨実現のため)
平成28年8月26日	第2項、第6項(2)、(3)、第7項(1)、第8項 (5)及び(6)ア 保 留
平成28年9月5日	第8項(6)イ 保 留

小学校給食調理業務の民間委託撤回を求める件

請願者 北名古屋市西之保青野38番地  
なごやの学校給食をよりよくする会  
代表 新 村 洋 史

要 旨

名古屋市は、2016年4月から、中川区の荒子小学校、緑区の大清水小学校、名東区の西山小学校の3校において、給食調理業務を民間委託した。その理由は、調理員の退職によって起こる人員の不足を補充しないという名古屋市の方針によるとしている。

私たちは、心身ともに急速に成長する学齢期を豊かな給食で支えることは、教育の重要な役割であると考えている。今、子供の貧困という観点からも、全ての児童に栄養バランスのとれたおいしい給食を提供することは、ますます大切になっている。また、食物アレルギーのある児童が年々増加している。その対応には細心の注意を払い、教員・栄養教諭または学校栄養職員・調理員の3者が協力してチェックを行い、子供たちに安全・安心な給食を提供している。

学校給食は、学校給食法により、重要な学校教育の一環として位置づけられている。給食調理業務の民間委託は、名古屋市が責任を持って行うべき教育の役割を投げ出すことにつながりかねない。

定期的な競争入札を繰り返して業者が変わる委託方式では、調理業務のノウハウが蓄積されず、長期的、継続的に安全・安心でおいしい給食を提供するには限界がある。

ついては、子供たちに安全・安心な給食を届け、健やかな成長を保障し、笑顔と元気を守るため、次の事項の実現をお願いする。

- 1 荒子小学校、大清水小学校、西山小学校の給食調理業務の民間委託を正規職員による直営体制に戻すこと。
- 2 名古屋市立小学校の給食調理業務の委託を拡大しないこと。
- 3 保護者の声を学校給食に反映させるための協議の場を名古屋市立の各小学校につくること。
- 4 名古屋市全体の小学校給食について、献立や食材の検討にも保護者の声を反映させるための仕組みをつくること。

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 昭和区小桜町2丁目3番地の2  
藤原 朋

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々と出されてきており、各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

(第1項～第9項第6号 子ども青少年局関係、省略)

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

(第9項第7号ア 子ども青少年局関係、省略)

イ 校舎老朽化及び生徒数増加による天白養護学校の教室不足を改善するための計画を確実に施行すること。

私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める件

請願者 中村区小鴨町107番地の1  
愛知私学助成をすすめる会  
会長 中川初枝

要旨

子供と教育をめぐる危機が叫ばれて久しくなるが、それだけに大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務は重大である。子供一人一人に寄り添い、つながって、子供が安心して豊かに育つ土壌をつくらねばならない。

愛知県の私学では、本・人・体験・社会から学ぶ21世紀型学びを目指し、広げながら、各学園が独自性を生かして、多彩な教育を進めてきた。2016年夏の愛知サマーセミナーには、2140講座に6万4000人が参加し、「これは日本の奇跡だ。奇跡の光景だ」と感動の声が寄せられている。また、2015年秋のオータムフェスティバルには、7万人の生徒・父母・教職員・市民が参加し、大震災支援と教育の公平への思いを込めた希望プロジェクトが、大きな感動と共感を呼び起こした。今や、愛知県の私学は、全国からも教育改革の先進として注目されている。

しかし、私たち私学内部の努力だけではどうしても解決できない問題がある。それは、学費の公私格差の問題である。

現在、愛知県では高校生の3人に1人が、特に名古屋市では高校生の約40%が私学に学んでおり、私学は、公立とともに公教育の重要な役割を担っている。それにもかかわらず、学費の公私格差は現在も市民に大きくのしかかり、私学を自由に選択できない状況が広がっている。名古屋市の授業料助成の対象者の所得層でもそうである。

愛知県においては、この3年間、国の無償化政策の見直しに伴う就学支援金の加算分を全額活用して、従来の授業料助成制度の原則を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランクの年収350万円～610万円の家庭はその3分の2の26万5200円、乙Ⅱランクの年収610万円～840万円の家庭はその半分の19万9200円が助成されることになった。また、入学金補助についても、甲ランクの年収350万円までの家庭は、2年連続で5万円ずつ増額され、授業料本体と合わせて入学金も実質無償化され、乙Ⅰランクの家庭は入学金の半分が、乙Ⅱランクの家庭は入学金の3分の1が助成されることになった。

これまで名古屋市では、独自の授業料助成として、県の助成対象から外れた市民を対象に、年収840万円～990万円相当の家庭に2万6000円、年収990万円～1170万円相当の家庭に1万5000円を支給している。この市の助成額は、平成12年度以降は、愛知県の乙Ⅱランクの助成額のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定され、国が高校

無償化した平成22年度以降は、国の就学支援金を除いた県単独負担分のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定されてきた。この算定方式によれば、県の乙Ⅱランクが増額されたのに伴い、市の新助成額は4万200円と2万4120円となるところである。ところが、平成26年度以降の市予算においては、この変更がなされていない。この件に関しては、平成26年度の教育子ども委員会において、私たちの私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める請願が採択され、平成28年2月定例会においても、「教育の機会均等の理念を尊重すべく」、「授業料保護者負担の公私間格差の是正のため、引き続き補助額の予算増額を求めていくこと」との附帯決議が付されているところである。請願に込められた民意と市会の意向を尊重し、平成29年度からぜひとも増額するよう、切に要望する。

そもそも、名古屋市において、昭和48年に、全国に先駆けて制定された私立高校生に対する授業料助成制度は、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例第1条にも示されているように、公私の父母負担格差は、教育の機会均等の面からも、納税者に対する社会的公平の面からも、早急に是正すべきものであるという立場から、本来ならば全ての高校生に支給すべきであるという崇高な理念に裏づけられていた。そのために、名古屋市の授業料助成は、県の授業料助成の対象にならない高校生に対して、当初、県の乙Ⅱランクとほぼ同額が一律に支給され、県と市を合わせれば、全ての私立高校生が授業料助成を支給されていた。

名古屋市の授業料助成をめぐることは、さまざまな議論があったが、そのたびに、教育の機会均等という、確固とした理念と原点に立ち返り、40年以上にわたって営々として守られ、年々充実されてきた。そこには、市当局と議会の深い理解があったことを、私たちは知っている。その原点を踏まえ、現行の授業料助成制度の内実を堅持するようお願いする。

私たちの願いは、憲法や教育基本法にあるように、全ての子供が、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障してほしい、ということであり、その焦点は、公教育、特に、後期中等教育の中の最大の不平等である、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることである。

そのために、名古屋市政がこれまでと同じように、教育の機会均等の精神に基づいて、先駆的な役割を果たすよう、心からお願いする。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成29年度予算において、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例にうたわれている教育の機会均等の理念に沿って、私立高校生に対する市独自の授業料助成額を、愛知県の授業料助成額変更に伴い、これまでの算定方式に基づいて是正・増額すること。

平成28年陳情第22号

市立幼稚園の授業料を私立幼稚園並みに値上げし、民業圧迫をやめることを求める件

陳情者 天白区原三丁目102番地  
太田 敏光

## 要 旨

名古屋市内の幼稚園には、主に市立と私立がある。

法律等に基づき、同じような内容の仕事をしている。

ところが、市立幼稚園の授業料は、上限で年額9万8400円である。

私立幼稚園はばらつきがあるが、ある幼稚園では年額28万8000円であり、3倍もの高倍率である。

これでは、私立幼稚園がいくら経営努力をしても追いつけない。

大きな名古屋市をバックとして、コストを余り考えていないであろう市立幼稚園には、到底太刀打ちできない。

いつ潰れるかわからない小規模な私立幼稚園に対する民業圧迫はやめてもらいたい。

市立幼稚園も私立幼稚園も、公明、公正な競争をすべきである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市立幼稚園の授業料を私立幼稚園並みに値上げし、民業圧迫をやめること



子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 昭和小桜町2丁目3番地の2  
藤原 朋

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々として出されてきており、各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

については、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 これ以上、公立保育所の廃止・民営化及び利益目的の企業の参入はやめること。
- 2 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- 3 子育て世代の経済的な負担を減らすために、保育料を値下げすること。また、兄弟姉妹が在園しているか否かにかかわらず、第3子以降の保育料については、所得制限を設けずに3歳児以上も無料化し、子供を産み育てやすい環境を整えること。
- 4 待機児童の解消は、定員超過入所に対応するのではなく、公立保育所を含む認可保育所の新增設で対応すること。
- 5 子供を安心して預けられるよう、保育士等の大幅な処遇改善を図ること。
- 6 給食は子供たちの心身の成長にとって欠かすことのできない大切なものであることから、離乳食やアレルギー食をつくるなど、子供たち一人一人の発達に責任を持って対応するためにも、自園の正規職員がつくる給食を守ること。
- 7 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
  - (1) 公立保育所の実態に合わせて、老朽箇所の修繕や施設の充実を図ること。
  - (2) 耐震・防災など、大切な子供の命を守るための対策を早急に進めること。
  - (3) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。
  - (4) 公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業については、実態を把握した上で、必要な人員を配置すること。
- 8 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような

助成を実施すること。

- (1) 学童保育所の運営が安定していけるように、名古屋市が学童保育所の土地及び建物の確保に責任を持つこと。
- (2) 学童保育所の移転・建てかえの際には、必要な補助をすること。
- (3) 障害児受入加算を1人ごとにすること。

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

- (1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実・見直しを図ること。
- (2) 利用調整については、点数制だけでなく、家庭の事情も丁寧に聞き取ること。
- (3) 保育短時間、保育標準時間の区分はやめて、必要な時間に合わせた保育が利用できるようにすること。
- (4) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に病児デイケア事業の実施施設をふやすよう条件整備をすること。
- (5) 休日保育をより多くの人が利用できるよう受け入れ枠をふやすこと。
- (6) 障害児を含む兄弟姉妹が同一保育所に入所できるようにすること。
- (7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

ア 障害児を育てる保護者も仕事を続けられるように、障害児保育補助金を増額すること。

(第9項第7号イ 教育委員会関係、省略)

全ての子供たちが豊かに育つ条件を平等に保障し、保育士の抜本的な処遇改善で保育を豊かに広げることを求める件

請願者 守山区鳥神町119番地の2  
愛知保育団体連絡協議会  
会長 本 田 たみ代

## 要 旨

名古屋市は、3年連続で待機児童がゼロであり、利用保留児童も減らしていく取り組みを進めるとして、保育施設の整備に力を入れている。また、民間社会福祉施設運営費補給金制度を守り、全国的に見ても先進的な施策を実施している。しかし、保育士不足により保育施設の運営に困難が生じることや、国の制度のもとで、利用する保育施設によって子供の保育環境に差が出てしまうこと等の課題は、大きくなっている。子供たちの育ちに待ったはない。

ついては、全ての子供たちが、笑顔で伸び伸びと育つ名古屋を目指して、次の事項の実現をお願いする。

- 1 いわゆる隠れ待機児童である利用保留児童の解消のために、保育施設の整備をさらに進めること。
- 2 全ての保育所等認可施設で等しい保育環境を保障するために、独自の予算をつけること。
- 3 保育士などの配置基準を見直し、子供たちの命を預かる責任の重さに見合う働き方ができるよう改善すること。
- 4 民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持すること。

